

平成 18 年 10 月 26 日

## 5 号機の定期検査状況について

当所 5 号機は平成 18 年 7 月 31 日より定期検査中ですが、9 月 28 日、原子炉給水系配管に設置していた温度検出器さや管撤去工事\*<sup>1</sup>において、当該さや管撤去後に行った、閉止栓\*<sup>2</sup>溶接作業の検査書類\*<sup>3</sup>における当該溶接部の機器のクラスに誤り\*<sup>4</sup>があると同時に、当該閉止栓について、当社が要求する材料に関する試験\*<sup>5</sup>が実施されておらず、当社の仕様を完全には満たしていないことを当社社員が確認しました。

機器のクラスを誤った原因は、営業運転開始以降に原子炉給水系配管の途中に弁を追設しましたが、その際、この弁を境に機器のクラスが変更になっていたことをプラントメーカー担当部門が認識せずに同書類を作成していたこと、および当該プラントメーカーが作成した同書類に対する当社の審査が不十分であったことから、誤りに気づきませんでした。

このため、同号機において過去に機器のクラスに変更があった箇所、当該プラントメーカー担当部門が実施した溶接を伴う工事について遡り調査したところ、現状の機器において、当該閉止栓を含め当社の仕様を完全には満たしていない閉止栓 3 件（8 箇所）、検査書類上の機器のクラスのみ誤り 5 件（19 箇所）が確認されました。

本件については、いずれも材質および強度など設備の健全性において問題のないことを確認したことから、検査書類上の機器のクラスのみ誤りについては継続使用いたしますが、当社の仕様を完全には満たしていない閉止栓については、品質管理の観点から、材料に関する試験を行った閉止栓への取替を実施しました。

なお、当該プラントメーカー担当部門において、同様の誤りが考えられる当所 2 号機、3 号機について速やかに確認を実施するとともに、再発防止対策について検討してまいります。

以 上

\* 1 温度検出器さや管撤去工事

当社福島第二原子力発電所4号機で確認されたサンプリングノズルの折損事象に鑑み、温度検出器のさや管を撤去し閉止栓を取り付ける工事。

\* 2 閉止栓

直径約50mm、長さ約70mmの炭素鋼製の栓。

\* 3 検査書類

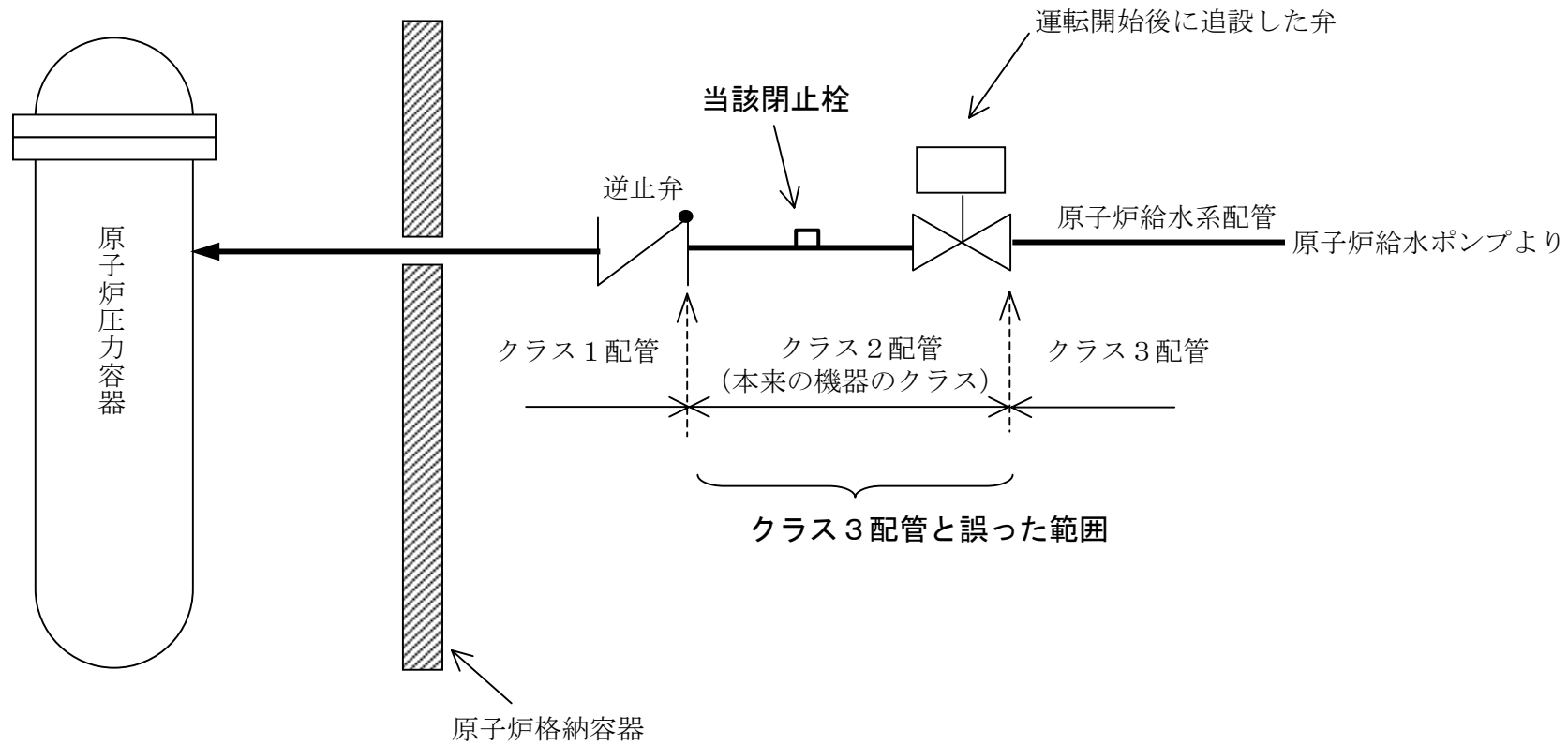
溶接を実施した箇所における事業者が実施する検査について、その確認方法等をまとめたもの。(溶接事業者検査計画書)

\* 4 機器のクラスに誤り

「日本機械学会 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版)」において、使用箇所・目的に応じて機器のクラス(区分)を分けているもの。閉止栓は配管および弁と同等であると見なされ、当該部は同規格にて「クラス2」であるべきところ「クラス3」とされていた。

\* 5 材料に関する試験

クラス2の配管の材料および溶接部には一部を除き材料が持つ粘り強さを確認する試験が必要となる。



5号機原子炉給水系配管の機器の区分